

2020(令和2)年2月20日

横浜市長 林 文子 様

横浜市精神科医会 会長 山口 哲頭
一般社団法人 神奈川県精神科病院協会 会長 竹内 知夫
一般社団法人 神奈川県精神保健福祉士協会 会長 池田 陽子
一般社団法人 日本精神科看護協会神奈川県支部 支部長 早瀬 和彦
一般社団法人 神奈川県作業療法士会 会長 錠内 広之
一般社団法人 神奈川県精神神経科診療所協会 会長 斎藤 庸男
(順不同)

カジノ誘致中止要請の陳情書

常日頃より精神医療にご理解ご支援を頂き、ありがとうございます。

さて、先日、横浜市精神科医会、神奈川県精神科病院協会、神奈川県精神神経科診療所協会は連名で横浜市医師会を通じて、横浜市へのIR誘致にともなう問題について横浜市長様に質問状を提出し、11月27日付でご回答を頂きました。ありがとうございました。しかしその内容は、残念ながら、横浜市・神奈川県において精神医療に携わる私どもが、IR誘致に関して有している疑問や懸念、危機感を払拭するものではございませんでした。

右を受けて、私どもは横浜市内外、神奈川県内外の精神医療関係者に広く呼びかけて集めた、カジノを含むIR施設の横浜市への誘致中止要請の署名9,090筆(内、医師400名、精神保健福祉士257名、看護師1788名、作業療法士257名ほか)を添えて、改めて同施設の誘致活動中止を求めます。

質問状へのご回答を拝読し、また、横浜市サイト中の「IR(統合型リゾート)市民説明会の開催について」に2020年2月2日時点で掲載されていたスライド資料及び説明要旨及び質疑要旨、並びに「市民の声の公表」に掲載されている、「カジノ」をキーワードに含む市長陳情及び市民からの提案(2020年2月2日時点で270件が検索ヒット)に対する市のご回答も参考にさせて頂いた上で、私どもが引き続きカジノ誘致に反対する理由は以下のとおりです。

1. カジノとギャンブル依存症の相関関係

ギャンブルにアクセスしやすく、距離が近いほどギャンブル依存症の患者が増える、という米国等の研究データがあります。いったんカジノが開業されれば、横浜市民、神奈川県民には、選択の余地なくギャンブルの機会が身近に増えることとなります。カジノへは二十歳未満の者の入場を禁止するとのことですが、IR施設の他の区域は「大人から子供まで幅広い客層が楽しめるコンテンツやエンターテインメント施設など」(横浜市回答より)を想定しているとのこと。遊び場所のすぐ近くにカジノという、二十歳にならないと入れない場所があるとなれば、多くの子供たちについて、カジノへの興味を募らせたり、ギャンブルに対する心理的障壁が低くなり、将来入ってみたいという気持ちを強めたり、といった効果があることは、カジノ賛否どちらの立場の方でも否定はされないでしょう。

ギャンブル依存症は行動嗜癖であり、近年深刻化を増すネット依存、ゲーム依存と同様に、アクセスのしやすさが重要な要素であって、その環境を変えられない場合、治療は大変困難です。また、

以下2. のとおり、既存のギャンブルとの相互影響も懸念されます。

2. ギャンブル依存症がもたらす問題の深刻さ

ギャンブル依存症は極めて深刻な経済的破綻につながりやすく、その問題が家族・友人をも巻き込み、多重債務、失業、家庭不和に至ることもあります。特に、ギャンブル行為に心を奪われ、子供の虐待、殊にネグレクトに至る痛ましい事例があることは、報道等でも広く知られているとおりで、カジノへの二十歳未満の者の入場を禁止しても、上記1. の点も含め、子供たちへの影響を取り除ける訳ではありません。また、社会的・経済的に追い詰められた結果、うつ状態となり自殺に至る事例もあり、自殺との関係が大きいことも先日の質問状で指摘し、この点を市側がどのように考えているか回答を求めましたが、その部分についてのご回答はありませんでした。

私どもは治療の場で、実際に患者さんやそのご家族がこの病気のために様々なものを失い、苦しむ姿を目の当たりにしています。戦後の混乱期に生まれたパチンコや公営ギャンブルによって、現在ギャンブル依存症に悩む多くの方がいる中で、カジノがギャンブルの機会を増加させ、一層の状況悪化につながることを危惧しております。横浜市側が言われる経済面を主とした効果のために、依存症患者増加のリスクを承知の上でカジノを含むIR施設を誘致することが、現在及び将来の横浜市民にとって唯一にして最善の選択であるとの考えには、精神医療の専門家の立場からは同意することができません。

3. 本件誘致に関する説明について、市がリスク説明の責任を全うしていないこと

説明会のスライド資料において、カジノを含むIR施設の誘致による経済的効果(メリット)については、具体的な試算や、海外の例を挙げつつ説明がありますが、その一方リスク(デメリット)については、海外の事例や研究データ等に基づき、横浜市においてカジノ事業を開始した場合、どのようなリスクがあるのか、例えばギャンブル依存症はどの程度の増加が予測されるのか、その社会的コストにはどのようなものがあり、どの程度になるのかといった点は示されていません。

説明会以外でも、例えば、2019年12月付の「市民からの提案」に、リスク説明を求めのご意見が出ていましたが(IR誘致について、財政状況の改善のための一手段であることは理解しますが、誘致に伴うリスクに関する説明がありません。問題が生じた場合説明できるのでしょうか。どのようなリスクを想定し、これに対してどのような対策を講じることとしているのか、公表してください。)、このご意見に対しても、想定されるリスクの具体的な説明はなく、カジノへの入場制限等の対策のみを列挙したものが回答として掲載されていました。

右回答や、私どもの質問状も含め、他の多くの市民からのリスクに言及した質問への回答において、【市民の皆様が不安要素である、カジノに起因した依存症や治安悪化などへの対策については「IR整備法」において「免許によるIR事業者の参入規制」、「日本人等の入場料6,000円」、「7日間で3回、28日間で10回とする入場回数の制限」、「20歳未満の者や暴力団員の入場禁止」など世界最高水準のカジノ規制が定められています。これらに加え、カジノを行う区域の面積上限をIR施設の床面積合計の3%とすることなどが示された「IR整備法施行令」や、既存のギャンブル等の依存症に対し国や自治体、関係機関・団体、事業者等による総合的な取組を講じる「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が今年4月に示されました。】(横浜市回答より)という説明の仕方をされています。

挙げられた対策により、市民が不安に思う点は既に手当てができていようにも受け取れる文面

ですが、実際には根拠となるべき事例データや、それに基づく具体的な想定リスク等は示されておりません。

いかなる事業においてもメリットとデメリットがあり、市民への説明にあたって、両者を等しく明確に示すことは当然であります。前者の見通しを具体的に挙げながら、後者は抽象的にのみ説明するというのは、バランスを欠いており、結果的に恣意的なものとなる可能性があります。横浜市全体にとって重大な判断に際し、このような説明をもって誘致を進めていけば、市民の理解を得ることができず、2019年9月に開示された「IRに関する基本方針（案）」の評価基準にある、「地域との良好な関係構築があること」を満たせないのではないのでしょうか。

なお、市のサイトに公表されている、2019年12月9日に行われた神奈川区における説明会の質疑要旨中に、この点に関連するやりとりがありましたので以下引用致します。

質問7：IRに関するメリットを並べている。デメリット（危険度、リスク）に対する検討が少なすぎる。いかがか。

市長：リスクの1つは、社会的コストだと思う。それが今はっきり説明できないことは大変申し訳ない。これから区域整備計画を作っていく中で、特にそこは注意深く調査検討していく。ギャンブル等依存症の予防、治療とか調査費用とか、治安にかかる費用などが想定されているが、今後しっかり出していく。リスクの一番は依存症や治安の悪化という事が、心配されていることだと思う。そこについては、また別の機会の中で、こういうリスクがある、それに対してはこういう対応をする、というプレゼンテーションを持ちたいと思う。今日のご意見をしっかりと受けとめ、今後の説明会で活かしていく（引用終わり）

市側もデメリット検討の不足を認めており、今後説明していく方針のようですが、そのスケジュールは明示されていません。誘致の是非について判断する際に間に合わず、誘致の方針が不可逆のものになってからリスクについて説明を始めるという順番では意味がないと考えます。

また、「市民の声の公表」ページで、カジノ関連の市のご回答を拝見していると、市側は、定型の回答に、質問ごとにわずかに手を加えたり、その一部を使用したりして回答とされている模様ですが、私どもへの回答も、残念ながら一部の質問に対しては全くご回答がなく、他の方への回答の中には、明らかに質問と回答が食い違っており、内容的に市民と市側のやりとりが成立していないものもあります。このようなことは双方にとり非建設的であり、市側が自ら、市民との間に徒に不信の溝を作ることにならないのでしょうか。例えば、リスクに関する市民の疑問に対しては、上に引用した説明会でのリスクに関する質疑応答の内容をこそ回答すべきだったのではないのでしょうか。

おわりに

私どもはカジノを含むIR誘致に、ギャンブル依存症の深刻な実態を知る専門家としての立場から反対をしておりますが、その点以外にも、上記3. で挙げたように、市民が十分な判断材料を得た上でそれぞれの賛否の態度を決定できるような状況が確保されていないこと、また、本件に関して広く市民の賛否を問うことはしておらず、今後どのように問うのかも不透明であることによって、本件誘致をめぐる状況と過程が、横浜市の将来に様々な意味で禍根を残すことを危惧しております。

「丁寧に説明を行う」とのご回答は、これまで述べた理由から、現在実現されているとは思われません。今後市民と真に意味ある対話を行った上で、今回私どもが提出する誘致反対署名を含め、市民の判断が反映された決定がなされることを求めます。

(連絡先)

一般社団法人 神奈川県精神神経科診療所協会

〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-9-22-314

TEL : 045-312-8989 FAX : 045-323-0765

E-mail : shinseisin@ybb.ne.jp